

令和7年度 苫小牧国際コンテナターミナル 指定管理者モニタリング総合評価表

令和 8年 7月 30日

施設名	苫小牧国際コンテナターミナル
指定管理者名	苫小牧国際コンテナターミナル(株)
所管課名	業務経営課

モニタリング項目	評価結果	
	評価委員平均点	セルフモニタリング評価点
1 事業計画の達成度(配点30点)		
事業計画の内容に従い、適切に施設の管理運営が行われたか。(10点)	5.0	5.0
利用者数の増加、利用率の上昇、利便性の向上などの目標は達成されたか。(10点)	2.0	2.0
自主事業は計画どおり行われたか。(5点)	2.5	2.5
地域や関係機関等と協力・連携した取組が行われていたか。(5点)	3.1	2.5
2 利用者の満足度(配点19点)		
利用者の意見・要望の把握は適切に行われているか。(7点)	4.3	3.5
利用者の意見・要望・苦情への対応は十分に行われたか。(7点)	4.3	3.5
天候・修理・工事等による利用制限の説明・周知は適切に行われたか。(5点)	3.1	2.5
3 管理運営の効率性(配点20点)		
経費の低減が図られているか。また、その取組は十分 か。(9点)	4.5	4.5
収入増加のための取組はされているか。(6点)	2.6	3.0
一部業務の再委託に要している経費は、適切な水準か。また、経費が最小となるような取組はされているか。(5点)	2.5	2.5
4 適正な管理運営(配点25点)		
職員の能力向上に向けた取組は行われたか。(研修 等)(4点)	2.2	2.0
安全対策(事故防止等)は十分だったか。(5点)	3.1	2.5
人員配置及び職員の管理体制は適正か。(5点)	5.0	5.0
施設の平等な利用等について、適切に処理されているか。(使用料の減免、還付含む)(1点)	1.0	1.0
利用者の個人情報等について適正に管理が行われていたか。(1点)	1.0	1.0
収支の状況に不適切な点はないか。(収支計画との乖離など)会計処理は適切か。(1点)	1.0	1.0
施設・設備等の法定点検及び保守は適正に行われているか。(1点)	1.0	1.0
書類・備品等の管理は適正に行われているか。(1点)	1.0	1.0
法令・協定書等を遵守し、適正管理が行われているか。(1点)	1.0	1.0
管理組合と指定管理者との間で十分に連絡・連携が図られているか。(5点)	2.5	2.5

モニタリング項目	評価結果	
	評価委員平均点	セルフモニタリング評価点
5 地域貢献(配点6点)		
雇用・資材調達・再委託等、地域貢献に努めているか。(6点)	3.0	3.0
総合点数(100点満点)		
【加点項目】法人等が障害者雇用率を達成しているか。(3点)	0.0	0.0
総合点数(103点満点)		
総合点数(103点満点) ※5名の評価委員の平均点の合計点数を総合評価とする。	評価委員 合計点数	セルフモニタリング評価 合計点数
	55.7	52.5

総合評価 AA ・ A ・ B ・ C ・ D ・ E

AA: 90点以上

事業計画書の内容(目標)を大幅に上回る取組が実行される等、モニタリングの結果においても極めて優れていると認められる。

A: 80点以上90点未満

事業計画書の内容(目標)どおり又はそれ以上の取組が実行されており、モニタリングの結果においても優れていると認められる。

B: 65点以上80点未満

事業計画書の内容(目標)の取組が概ね実行されており、モニタリングの結果においても良好と認められる。

C: 50点以上65点未満

事業計画書の内容(目標)に沿って適正に管理運営が行われ、モニタリングの結果においても特に問題がないと認められる。

D: 30点以上50点未満

事業計画書の内容(目標)に一部未実施(未達成)があるなど、管理運営において計画の内容を下回っており、モニタリングの結果においても一部改善点ありと認められる。

E: 30点未満

管理運営の状況が事業計画書の内容(目標)を大幅に下回り、モニタリングの結果からもかなりの部分において改善が必要と認められる。

《4 適正な管理運営において不適がある場合、その理由と今後の対応について》

《総評》

- ・事業計画に基づき適正に管理・運営がなされ、社会情勢の変化にも対応されていると判断いたします。
- ・事業計画に沿って適正に管理運営されておりますが、利用者数向上に課題が残ります。
- ・事故等もなく適切に施設の管理運営がされたと思われます。利用者に対するサービス維持、向上に努めていただきたいと思います。
- ・自主事業計画を一部見直して運用しているが概ね、事業計画の内容に従い適切に施設の管理・運営がされてます。今後は利用者へのサービス向上や取扱量増加に向けた取組に期待したい。
- ・月一度の頻度で「コンテナターミナル安全部会」を開催する等、事業計画の内容に従い適切に管理・運営されています。引き続き、施設点検結果等の情報提供をお願いします。

指定管理者セルフモニタリングの結果 A・B・C・D・E

【総合評価結果とセルフモニタリングの結果との差異など。セルフモニタリングに対する評価】

苫小牧国際コンテナターミナル(株) セルフモニタリング結果 52.5点

優遇措置について

《当該指定管理者の総合評価結果の経過》

年度	R6年度	R7年度	年度	年度	平均点
6段階評価	B	C			61.25
評価点	66.8	55.7			

指定管理期間が3年以上にわたる場合は、初年度から最終年度の前年度まで評価(AA～E)を記入

指定管理期間が2年の場合は、管理開始当初年度の評価(AA～E)を記入

次期指定管理者選考時における優遇措置の要否 要・否

【要の場合】

次期指定管理者の選定において、当該指定管理者から申請があった場合は、総合点数に5点又は、10点を付与する。

＜以下”指定管理者制度におけるモニタリング実施要領”より抜粋＞

総合評価において高評価となった指定管理者に対するインセンティブの付与

モニタリングの結果において、指定期間の最終年度を除く期間(以下、「優遇措置判定対象期間」という。)における総合評価の得点数合計の平均が80点以上となった場合、次期指定管理者の選定において、優遇措置を講じるものとする。

(1)モニタリング総合評価の優遇措置判定対象期間通算の得点平均が90点以上

⇒ 総合点数に10点を加算する。

(2)モニタリング総合評価の優遇措置判定対象期間通算の得点平均が80点以上90点未満

⇒ 総合点数に5点を加算する。

※上記(1)、(2)において、優遇措置判定対象期間に一度でもD又はE評価となったことがある場合は、優遇措置は行わない。

また、指定期間及びモニタリング期間が2年未満の場合は、総合評価結果の如何にかかわらず、優遇措置は行わない。